

神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項（一部改定）

* 受審規程の実施期間は令和2年9月～令和3年2月までとする。

錬士号

受審資格

- 1 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
① 日本剣道形 **今回は無し**
② 審判法 **今回は無し**
③ 指導法(合同稽古会) **今回は無し**
④ 審判経験 **無し**

特例錬士

- 2 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上 の者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
- 3 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は
全剣連の＜小論文提出＞が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回・副審2回 を行う ***今回は実施しない**
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について(当日開催)
社会体育指導員資格(中級・上級)認定者を除く全員出席のこと

教士号

受審資格

- 1 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
① 日本剣道形 **今回は無し**
② 審判法 **今回は無し**
③ 指導法(合同稽古会) **今回は無し**
④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要
- 2 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回・副審2回 を行う ***今回は実施しない**
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について(当日開催)
社会体育指導員資格(上級)認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

神奈川県剣道連盟
 平成13年 4月 1日改定
 平成16年 6月24日改定
 平成17年12月15日改定
 平成20年12月 4日改定
 平成23年12月 1日改定
 平成24年 4月 1日改定
 平成26年12月 1日改定
 平成28年 6月 9日改定

*** 受審規程の実施期間は 令和2年9月～令和3年2月 までとする。**

<剣道 錬士・教士 審査受審規程>

＜神奈川県剣道連盟 審査規程＞					＜全剣連＞	
称号	受審資格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)			審査規程	
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)		審判経験 指導歴
錬士	六段取得後 1年 を経過した者	今回は無し			論文提出	
	<特例> 五段取得後10年 を経過 年令 60才以上の者					
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者					論文提出 <免除>
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者				「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者					社会体育上級 <免除>

<神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会>

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)	
錬士	打太刀・仕太刀 両方行う	今回は無し	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講	社会体育(中・上級)認定者 <免除>
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う			社会体育(上級)認定者 <免除>